**流山市高齢者給食サービスのご案内**

**◎サービスの目的**

　ひとり暮らし等の高齢者の方に定期的に食事をお届けし、栄養状態の改善と健康増進を図り、自立した生活を継続していただくことを目的としています。

**◎ご利用できる方**

　流山市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている方のうち、６５歳以上の高齢者のみで生活していて、家族全員が食事を調達することが困難な方です。

※「生活をしている」とは、調査のうえ居住の実態で判断いたします。２世帯住宅や敷地内の隣接住居にご家族が居住している場合は、対象となりません。

※感染症を有する方や入院が必要な方、病気の治療食を必要とする方等は、ご利用いただけない場合もあります。

**◎ご利用できる日**

　１日につき１食、１週間につき３食を限度として、昼食または夕食の配食を利用することができます。（ただし、１月１日はお休みします。）

**◎ご利用できるメニュー**

　下記のメニューから選択することができます。

●普通食

●やわらか食

●高血圧食

●糖尿病食

●腎臓病食

**◎給食の内容について**

　献立の予定は１か月ごとに献立表としてお渡しいたします。昼食は当日１４時まで、夕食は当日１９時までにお召し上がりください。なお、残ったお食事は翌日には残さずに、必ず処分してください。

**◎手続きの流れ**

①給食サービス利用申請（第１号様式）

②訪問調査（地域包括支援センター職員が自宅に伺います）

③審査を経て利用決定

④申請者と配食受託事業者へ決定通知

⑤配食受託事業者の訪問（利用の説明と利用開始日・配食メニューの調整、利用料の支払口座の手続きをします）

**◎調理と配達**

　食事の調理、配達は配食業者に委託しています。昼食はおおむね１０時から１２時まで、夕食はおおむね１５時から１７時までに配達員がお持ちします。

※食品の衛生面及び安全のため、必ず手渡しでお受け取りください。

**◎利用料**

　流山市では、給食サービスの利用料を世帯の状況により下記のとおりに定めます。なお、利用料は口座振替で１か月ごとにまとめてお支払いいただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| **世帯区分** | **利用料の額** |
| **●生活保護世帯の方**  **●利用者ご本人と配偶者及び生計を一にする全ての方が市民税非課税の方** | **税込３５０円** |
| **●上記以外の方 　※** | **４６２円+税**  **（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）** |

**※印の世帯区分の方**につきましては、消費税率や給食サービス受託事業者の変更等により、**税込５００円を上限として利用料が変動します**ので、あらかじめご了承ください。利用料を変更する場合には事前に通知します。

**◎利用申請にかかる書類について**

　申請書類は市役所高齢者支援課、各地域包括支援センターにございます。

問合先・申請先　流山市　高齢者支援課　高齢者介護予防係

　　　　　　　　電話　７１５０－６０８０